



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27 日

茨城県知事
大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県筑西市小川1500番地
氏 名 株式会社レゾナック下館事業所
事業所長 鈴木 賢二
電話番号 0296-28-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナック下館事業所
事業場の所在地	茨城県筑西市小川1500番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	プラスチック製品製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 289 億円
③ 従業員数	1,323人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照 ([1] 産業廃棄物の一連の処理の工程 に記載)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)①

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項														
(管理体制図) 別紙参照 ([2]管理体制 に記載)														
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【前年度（令和5年度）実績】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃油</td><td></td></tr> <tr> <td>排出量</td><td>2474 t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組)</p> <p>① 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上 ・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育 ・廃溶剤の単蒸留再生、溶剤配管の経路短縮等による製品切替時の洗浄溶剤の発生量低減 ・再利用できない廃溶剤は、廃液焼却炉の燃料として廃熱ボイラで熱回収を行った 			【前年度（令和5年度）実績】			特別管理産業廃棄物の種類	廃油		排出量	2474 t	t			
【前年度（令和5年度）実績】														
特別管理産業廃棄物の種類	廃油													
排出量	2474 t	t												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【目標】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃油</td><td></td></tr> <tr> <td>排出量</td><td>2556 t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>② 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上対策を継続して推進する ・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育 [継続実施] ・廃溶剤の単蒸留再生、溶剤配管の経路短縮等による製品切替時の洗浄溶剤の発生量低減を継続して推進 ・再利用できない廃溶剤は、廃液焼却炉の燃料として廃熱ボイラで熱回収を継続して行う 			【目標】			特別管理産業廃棄物の種類	廃油		排出量	2556 t	t			
【目標】														
特別管理産業廃棄物の種類	廃油													
排出量	2556 t	t												
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①現状</td> <td colspan="2">(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照 ([3]廃棄物分別基準 に記載)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化</td> </tr> <tr> <td>②計画</td> <td colspan="2">(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化 [継続実施]</td> </tr> </tbody> </table>			①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照 ([3]廃棄物分別基準 に記載)			・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化		②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)			・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化 [継続実施]	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照 ([3]廃棄物分別基準 に記載)													
	・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化													
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)													
	・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化 [継続実施]													

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図)
別紙参照 ([2]管理体制に記載)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		廃アルカリ
		排 出 量	21 t	2 t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		廃アルカリ
		排 出 量	30 t	2 t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生工程の廃液種類別にタンク保管し、中間処理委託後に再資源化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生工程の廃液種類別にタンク保管し、中間処理委託後に再資源化[継続実施]

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図)
別紙参照 ([2]管理体制に記載)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
排出量		1 t	t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上 ・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育 		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
排出量		1 t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上対策を継続して推進する ・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育[継続実施] 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶に分別保管し、中間処理委託後に再資源化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶に分別保管し、中間処理委託後に再資源化(継続実施)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	2178 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	2178 t	t
(これまでに実施した取組) ・廃油は、ドラム保管し、計画的に収集して自家廃液焼却炉の補助燃料として使用。(焼却熱により廃アルカリ(縮合水)の熱分解、廃熱ボイラによる熱回収)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	2186 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	2186 t	t
(今後実施する予定の取組) ・廃油は、職場単位にドラム保管し、計画的に収集して自家廃液焼却炉の補助燃料としての使用[継続実施]			

(第4面) ①

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	248 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	248 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	248 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	105 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・特管廃油は、職場単位に ドラム保管し、 (a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント補助原料又は埋立 (b) 中間処理業者で溶剤回収。残渣は焼却後土木材料として再資源化 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	371 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	371 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	371 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	96 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃油は職場単位に ドラム保管し、 <p>(a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント補助原料又は埋立 [継続実施]</p> <p>(b) 中間処理業者で溶剤回収。残渣は焼却後土木材料として再資源化を継続 [継続実施]</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ヨリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		248 t
	(今後実施する予定の取組等)		
既にJW-NETにて運用中			
※事務処理欄			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	21t	2t
	優良認定処理業者への 処理委託量	11t	2t
	再生利用業者への 処理委託量	21t	2t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
(これまでに実施した取組)			
・廃酸は、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託 (a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、セメント補助原料化 (b) 中間処理業者で焼却後金属精錬原料として再資源化 (c) 中間処理業者で焼却、中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化 (d) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化			
・廃アルカリは、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託 (a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化 (b) 中間処理業者で溶融後土木材料として再資源化			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	30 t	2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	15 t	2 t
	再生利用業者への 処理委託量	30 t	2 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・廃酸は、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託		
	(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、セメント補助原化 [継続実施]		
	(b) 中間処理業者で焼却後金属精錬原料として再資源化 [継続実施]		
	(c) 中間処理業者で焼却、中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化 [継続実施]		
※事務処理欄	(d) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化 [継続実施]		
	・廃アルカリは、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託		
	(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化 [継続実施]		
	(b) 中間処理業者で溶融後土木材料として再資源化 [継続実施]		
	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		32 t
(今後実施する予定の取組等)			
既にJW-NETにて運用中			

(第4面) ③

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	全処理委託量	1t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1t	t
	再生利用業者への処理委託量	1t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	1t	t
(これまでに実施した取組)			
・ドラム缶に分別保管し、中間処理業者で焼却して溶融固化、スラグ加工品として再資源化			

	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	全処理委託量	1t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	1t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶に分別保管し、中間処理業者で焼却して溶融固化後、スラグ加工品として再資源化[継続実施] 		
【前年度（令和5年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>既にJW-NETにて運用中</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

[1] 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

(1)自社処理

①廃油（主に廃溶剤）は、職場単位に ドラム保管し、計画的に収集して自家廃液焼却炉の補助燃料として使用。

(2)委託処理

①廃油

職場単位に ドラム保管し、

(a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント補助原料又は埋立。

(b) 中間処理業者で溶剤回収。残渣は焼却後土木材料として再資源化。

②廃酸

種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託。

(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、セメント補助原料又は埋立。

(b) 中間処理業者で焼却、中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化。

(c) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化。

③廃アルカリ

種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託。

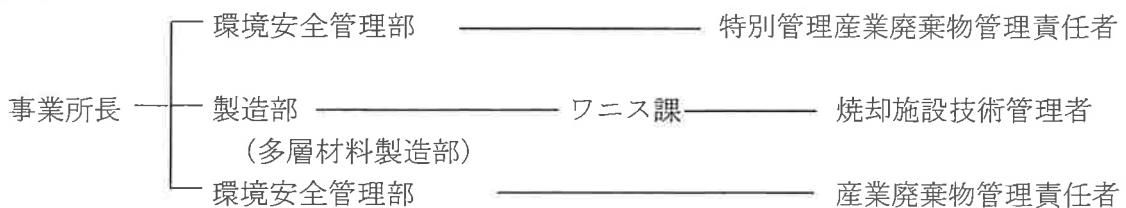
(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化又は埋立。

(b) 中間処理業者で溶融後土木材料として再資源化。

別紙

[2] 管理体制

(1) 管理者



管理者名	職場名	役職名	役割
事業者	事業所全体	事業所長	事業所内の廃棄物管理統括
特別管理産業廃棄物管理責任者	環境安全管理部	係長	事業所内の特別管理産業廃棄物の管理
焼却施設技術管理者	ワニス課	課長	廃油焼却施設の運転・点検 ・補修等管理
産業廃棄物管理責任者	環境安全管理部	部長	事業所内の産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の適正処理に関する管理

(2) 対策組織

①産業廃棄物削減委員会（委員長：製造課長）

設計、生産技術、製造、リサイクル から 18名の委員（主に係長職）を選任し、以下のような項目について、発生量の削減、再資源化を推進。

項目	内容
1 発生量の削減	(1) 製品製造時の歩留り向上 (不良、トラブル、品種切替え回数等の低減) (2) 設備の集約化、品種統合による発生量の削減
2 減容化	(1) 分別収集の推進による自社処理率の向上 (自社焼却炉・脱水設備による減容化)
3 再資源化	(1) 廃棄物の分別による再利用・再資源化

廃棄物リサイクルに関する目標は、令和 6 年度末までに [埋立廃棄物の発生量を 0.5%／年未満] を維持する。

②環境管理委員会

環境管理システム(ISO14001)のチェック機構として 1 回／月開催し、廃棄物の発生量削減状況を管理する。

別紙
〔3〕廃棄物分別基準

名 称	分 類	対象物	保管するときの処置	保管区分	備 考
金属くず	缶 類	ジュース空缶 1斗缶、ペール缶、ドラム缶 アルミ、錆鉄他 鉄、椅子等	内容物を取り除きポリ袋へ入れる 内容物を取り除く アルミ、スチールは別の容器に保管する 分解する	金属くず置場 ペール缶類置場 金属くず置場	
金属くず	事務用具 工具・残材	撤去設備、部品 M C L、切断くず、座ぐりくず等銅含有物 銅はくず 切断耳、切断粉、六明くず等銅含有物	銅くず以外のものを混入させない 銅くずへ入れる	業者引取依頼 銅くず置場	
紙くず	一般紙 回収紙	コピー用紙、メモ用紙、梱包紙、合せ紙、 自販機紙コップ、シュレッター清用紙 ダンボール、塗工紙白紙、グッシュション紙、 雑誌、新聞紙、チラシ フィルム巻芯、紙巻芯	油等は付着させない、 種類別に区分しておく ポリ袋へ入れる	回収紙置場 一般紙置場	
紙くず	芯	廃ウエルス、ポリ袋、フィルム類、ポリシート 塗工布、敷き板、切断耳(銅なし)、フィルター、 当板、敷き板、塩ビ、積層板(銅なし)、タル、樹脂 当板、敷き板、塩ビ、積層板(銅なし)、タル、樹脂 ガラス布、切断粉(銅なし)、タル、樹脂 ガラスプリント基板	袋に入れる 他の廃プラチックと区別し、 有価物として取り扱う。	可燃廃プラ置場 塗工布置場 廃プラ置場	
廃アラチック	—	—	内容物を取り除く 内容物を取り除きポリ袋へ入れる 割らすに10~20本単位に束ねる	発生職場保管 発生職場保管又は、 有価廃プラ置場	
カーボン	一般カラス ジユースビン 蛍光灯(但し水銀使用製品産業廃棄物)	板ガラス、試薬ビン、その他空ビン 梱包材、パレット	針は、墨我防止の処置をすること オープンドラムに収納し、雨水が 入らないようフタをする	ガラスくず置場 ガラスくず置場 蛍光灯置場(共通) 木くず置場	
木くず	—	中性汚泥 脱水ケーキ	一般ドラムに収納し、雨水が入ら ないようする	汚泥ドラム置場	
汚 泥	—	廃ワニス、廃溶剤、ドレーン油	種類別に廃液タンク、廃液容器に 保管する	廃油ドラム置場	
廃 油	—	硫酸過水、硫酸ヒドロキシルアミン、硫酸銅廃液、 硝酸ニッケル、半田メッキ廃液、カッパープライト、 現像液、エボノール、苛性ソーダ、 過マンガン酸カリウムなど	種類別に廃液タンク、廃液容器に 保管する ボタン電池は絶縁処置を行い 保管する。	廃液タンク 廃液容器置場 廃液タンク 乾電池置場(共通)	
廃 酸	—	過マ			
廃アクリ	—	乾電池			
そ の 他	—				